

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 453

平成20年 1月28日(月曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

## 自社の弱点補完が異業種連携の鍵 経産省「新連携」事業のポイント

“大阪からロケットが打ち上げられる”。02年発足の東大阪市の東大阪宇宙開発協同組合が母体となり、異業種連携プロジェクトとして地元中小企業が集結し、人工衛星「まいど1号」が今夏に大空を飛ぶ。正確には宇宙航空研究開発機構が小型衛星6基を打ち上げるロケットに搭載する中の1つに選ばれたのだ。異業種連携の成功例として注目を浴びている。

経済産業省の「『新連携』事業」に第1号として認定を受けたプロジェクトは「消棒」という商品名の小型消化器具。開発の中心はワイピーシステム(東京都)というめっき会社だが、技術力を補うことや部品調達のため高圧部品やガスボンベのメーカー、消化器具の販売会社など関東一帯の中小企業16社に連携を呼び掛けた。販売はカタログ通販など22社と代理店契約をし、現在の月産6万本から大幅増産を見込む。

産学協同の連携例は靴の中敷き「アクアエディ」が開発と販売として実現した。この製品は足の血流を促す効果がある。開発は横浜市の新興企業で静岡大学、浜松医科大学の協力を得た。販売は東京都内の靴資材卸の販社が行なう、という連携体制。連携事業の成功のカギは「自分にはこういう技術がある」と主張するより「この技術が足りない」といった協力体制を組むことが肝心であると成功者はいう。中小企業庁は知的財産権の帰属や収益分配の仕方など事前の取り決めが大事とアドバイスしている。

## 全国のコンビニで国税納付が可能 納付額30万円以下の場合に適用

今年1月21日から国税の納付がコンビニエンスストアでもできるようになった。国税のコンビニ納付は、2007年度税制改正において導入されたもので、セブン・イレブンやローソンなど大手チェーンを始め20社が参加することで全国4万店を超えるコンビニで利用できる。

24時間営業のコンビニと組んで、忙しい個人事業主などがより身近な場所で納税できるように利便性を高めることが狙いだ。

国税のコンビニ納付を行うには、税務署から送られてくるバーコード付納付書が必要になる。同納付書は、納付金額が30万円以下の場合に税務署で発行される。所得税の場合は、個人事業主や高額所得者等の予定納税や、税金を滞納した場合の督促・催告を行う場合にもバーコード付納付書を添付して、コンビニで納付できるようにする。また、確定した税額について、納税者から納付書の発行依頼があった場合にも発行する。

コンビニ納付は、地方税が先行し、2004年度に東京都が自動車税で導入してから全国の自治体に広まっている。2006年度から自動車税の取扱いを開始した大阪府の調査では、納税者の5人に1人がコンビニで納付を行ない、平日の金融機関営業時間内のコンビニ納付者が37%だったのに対し、休日を含む金融機関営業時間外の納付者は63%だったという。

身近な場所であるコンビニで、24時間いつでも納付可能となれば、国税のコンビニ納付の効果への期待も膨らむところだ。

今週のキーワード

「新連携」事業

業種が異なる中小企業同士が連携して新事業を起すための支援策で、経済産業省が2005年度から始めた。新製品の開発から生産、販売までを目指すプロジェクトを支援する。中小企業が大企業に依存することからの脱皮“脱・系列”を促し、ベンチャー事業の連携を後押しすることが目的。連携には大学や協同組合も含まれる。支援期間は3～5年で期間中に、最大で3000万円の経費を補助する。07年6月までで累計344件(06年度までの2年間で321件)が認定を受けている。